

沿岸広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月22日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市和井内第1地割8番9地先から下閉伊郡岩泉町大川字 大家103番9地先まで	新	A 264.2～5.5 m	m 5,957.1
		B 95.6～6.9	3,740.0
宮古市和井内第1地割8番9地先から下閉伊郡岩泉町大川字 大家101番6地先まで	旧	A 54.8～5.5	6,017.1
		B 75.3～10.6	3,566.0
宮古市和井内第1地割8番9地先から下閉伊郡岩泉町大川字 大家104番20地先まで			

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成28年3月22日から同年4月22日まで